

出席停止の取扱いについて



北海道が、全道域で警戒ステージを「1」に移行したことを踏まえ、国が作成している衛生管理マニュアルに基づき、11月1日から出席停止の取扱いが次のとおりになります。

◎「同居する家族に風邪症状等がある場合」は感染症による出席停止になりません。なお、「お子様に風邪症状等がある場合」は、引き続き、出席停止になります。

※ 同居の家族に風邪症状等がある場合等で、感染が不安で休ませたい場合は学校に相談してください。合理的な理由があると校長が判断した場合には、欠席とはなりません。

そうは言っても…。感染者が増えて、家族の誰かに症状があったら、学校に行かせるのが心配…



感染に不安があるときは、学校に相談してください。地域の感染状況等により、出欠の取扱いについて判断します。



児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合は、ICTを活用するなどして、子どもたちの「安全・安心」と「学び」を守っていきましょう！



こんな時は、学校に連絡（情報提供）をお願いします

	お子様・ご家族の状況	学校の対応
①	お子様の感染が判明した	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された	保健所が指定する健康観察期間（14日間）の「出席停止」
③	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）	検査結果（陰性）が判明するまでの間「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
④	お子様に風邪症状等がある	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑤	「同居する家族に風邪症状等がある」または「同居する家族がPCR検査を受けることになった」などで、感染が不安である	地域の感染状況等により出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。



新型コロナワクチンの動画を配信しています



北海道、北海道教育委員会、北海道医師会では、新型コロナワクチンの効果や副反応について正しく理解した上で接種について判断することや、ワクチン接種の有無によって差別やいじめなどが起きないようにすることなどについて、児童生徒の皆さんや保護者の皆様向けの動画を作成しました。接種について考える際の参考にしてください。

